

令和4年度 宮城県喀痰吸引等研修

基本研修免除者

対象研修(第1号・第2号)

開催要綱

※ 「宮城県喀痰吸引等研修 一般受講者対象 基本研修(第1号・第2号)」と異なる研修内容及び受講対象者となりますので、ご注意ください。

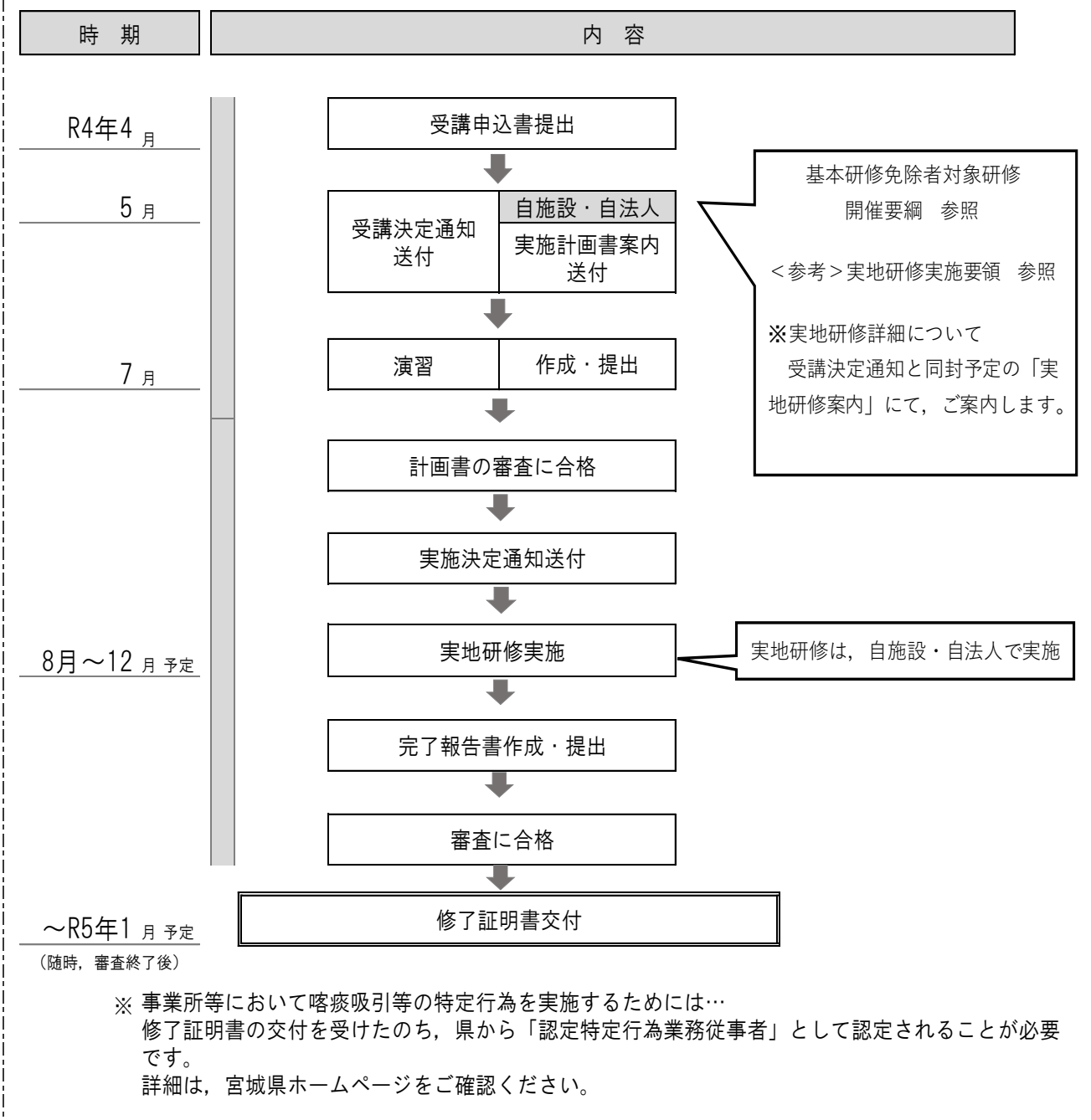
- * 研修の流れ.....p.1
- * 開催要綱.....p.2-7

・別添添付書類

- 1 実地研修 実施要綱
- 2 基本免除者対象研修 受講申込書

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

* 研修の流れ *



1 目的

介護職員等によるたんの吸引等の制度化(平成24年4月1日施行)により、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的に実施するもの。

2 実施主体 宮城県

3 実施機関 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

4 施設長(管理者)へのお願い

喀痰吸引及び経管栄養の行為は、命を扱う行為です。その自覚と責任をもって研修に臨んでいただけの受講生を、ご推薦くださいますようお願いいたします。

※受講決定後の辞退は、受講料の返還はできかねますので、ご了承ください。

5 受講対象者:基本研修免除者対象

下記(1)～(4)項目をすべて満たす者、または(2)～(5)項目を満たす者

(1)県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、訪問介護事業所等に就業している介護職員等(介護福祉士を含む)のうち、以下イ～ハのいずれかに該当する者

- イ 平成24年度以降、養成施設等で医療的ケアの科目を履修し、平成27年度以降卒業した者で、平成28年度以降国家資格を取得した者のうち、実地研修を受けていない介護福祉士
- ロ 平成24年度以降、養成施設等で医療的ケアの科目を履修し、平成27年度以降卒業した者のうち、実地研修を受けていない介護職員
- ハ 実務者研修(介護福祉士国家試験を受験する実務経験者に義務づけられた研修)を修了した介護職員

(2)施設長が推薦する者(個人では申込できません)

(3)研修課程をすべて受講できる者

(4)実地研修を、受講者が勤務する自施設(自法人を含む)で実施できる者

※自法人内であっても、病院や診療所(介護療養病床は除く)での実地研修はできません。

※実地研修については、「実地研修 実施要領」を参照してください。

(5)県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、訪問介護事業所等に就業している介護職員等で、過去に本会が実施する基本研修の実地研修まで修了し、追加で別の行為を取得したい者

6 定員 30名

7 受講にかかる費用

(1)受講料:16,000円(内訳:受講料15,000円/資料代1,000円)

※支払方法は、受講決定者に後日ご案内します。

(2)賠償責任保険料:2,000 円程度

実地研修実施前に、賠償責任保険への加入が必須となります。

※詳細は、受講決定通知にてご案内しますので、確認願います。

8 研修内容

(1)演習 1 日を修了後、実地研修(選択した実施行為)を実施します。

(2)原則として、第 2 号研修を実施しますが、実地研修の条件が整っていると認められた場合、第 1 号研修は、実施可とします。

(3)行為の選択について

イ 第 1 号研修:5行為すべてを実施

ロ 第 2 号研修:5行為のうち、任意の 1~4 行為を実施

演習 (シミュレーターを使用)		実地研修
1 実地研修の選択行為を実施する (回数の定め無し)		1 演習を終えた行為を実施する (規定回数以上)
2 研修講師による確認・指導を受ける		2 指導看護師等による評価を受ける
喀痰吸引	① 口腔内	10回以上
	② 鼻腔内	20回以上
	③ 気管カニューレ内部	20回以上
経管栄養	④ A 胃ろう又は腸ろう(滴下のみ)	20回以上
	B 胃ろう又は腸ろう(滴下及び半固形)	滴下:20回以上 半固形:10回以上
	⑤ 経鼻	20回以上

※ 演習・実地研修ともに、喀痰吸引の人工呼吸器対応研修は実施しません。

9 日程及び会場

(1)演習(いずれか1日)			
受講人数に応じ、各セッション内で3~4グループに分かれて、演習を行います。			
期日	令和4年7月26日(火)又は7月27日(水)		
会場	宮城県介護研修センター		
時間	所要	研修内容	講師等
9:00		開場・受付	
9:30	10	オリエンテーション	宮城県社会福祉協議会
9:40	180	セッション1	【 喀痰吸引 】 研修講師 3名(予定)
		セッション2	
		喀痰吸引	【 経管栄養 】 研修講師 3名(予定)
12:40	60	休憩・教室移動	
13:40	180	セッション1	【 経管栄養 】 研修講師 3名(予定)
		セッション2	
		経管栄養	【 喀痰吸引 】
16:40	20	事務連絡	宮城県社会福祉協議会
17:00		閉会	

※遅刻・早退は、原則認められません。

※日程及び会場は、変更になる場合があります。

※演習日を指定することはできませんので、あらかじめご了承ください。

(2)実地研修			
期間	令和4年8月～11月(予定)	場所	実地研修実施機関(自施設・自法人施設)

10 実地研修実施の条件(実地研修実施要領 参照)

実地研修の実施には、以下の条件を満たす必要があります。

- (1)対象利用者(本人の意思が確認できない場合はその家族等)から、実地研修の協力について同意が得られていること
- (2)指導看護師がいること

実地研修の指導にあたる指導看護師(実地研修指導講師)
次のいずれかに該当する者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23～24年度指導者講習(国実施)修了者 ・ 平成23～令和4年度指導者養成講習修了者(修了予定含む) ・ 医療的ケア教員講習修了者

- (3)自施設・自法人における体制が整備されていること

※自法人内であっても、病院や診療所(介護療養病床は除く)での実施はできません。

11 実地研修(半固形)について

宮城県では、実地研修の経管栄養胃ろう又は腸ろう(半固形)は、以下の条件のもとに実施することができます。

- (1)通常手順による経管栄養の滴下を行った後、別途取り組むことが求められます。
(滴下の実地研修をせずに、半固形のみを希望することはできません。)

◆ 平成23年11月21日付 厚生労働省事務連絡
「喀痰吸引等業務の施行等に係るQ&Aについて(その2)」問C29回答
「半固形の栄養剤を実施する場合には、通常の講義・演習・実地研修に加え、別途十分な講義・演習・実地研修を実施し、安全性の検討を行うことが必要である。」

- (2)滴下の対象利用者がいない場合

半固形の実地研修にあたっては、滴下の実地研修が必須となります(上記 平成23年11月21日付 厚生労働省事務連絡)が、滴下の対象利用者がいない場合、医師の指示書、利用者の同意に基づき、「半固形栄養剤による経管栄養法」の利用者を対象に、水分補給等で滴下の手技を実施することができます。

- (3)滴下と半固形の区別

滴下と半固形について、本研修では、以下のように規定しています。

◆「滴下」による経管栄養法

- ・イリゲーター、パック式栄養剤等と栄養点滴チューブを用いて、高低差による自然滴下(クレンメによる滴下管理あり)により実施する方法。

※ 水分補給等の実施方法は、イリゲーター、栄養点滴チューブ等を用いて、高低差による自然滴下(クレンメによる滴下管理あり)とします。

◆「半固形栄養剤」による経管栄養法

・半固形化栄養剤等を、手(スクイザー等)又はカテーテルチップシリンジ、加圧バッグ等を用いて、適切な速度で注入する方法、及び半固形化栄養剤等と栄養点滴チューブを用いて、高低差による自然滴下(クレンメによる滴下管理なし)により実施する方法です。

12 **実施行為の選択・修了証明書の交付** ※修了証明書の再交付は行いません。

第1号研修	全行為を実施、修了した場合に修了証明書が交付されます。 (行為毎の修了認定はされません)
第2号研修	任意の1～4行為を実施・修了した場合に <u>修了行為が記載された修了証明書</u> が交付されます。

13 **申込方法(事前登録及び提出書類)**

(1) 研修システムでの事前登録(必須)

・受講人数の把握及び研修を運営するにあたり、メールで事務連絡等を行いますので、アドレス等の登録が必要となります。申込書と併せて、本会ホームページ内の研修受付システムに登録をお願いします。詳細は別紙「喀痰吸引等研修 登録のご案内」のとおり。

事前登録: 令和4年5月26日(木)までに必ず行ってください

(2) 提出書類

イ 受講申込書(別添)

ロ 下記の該当する証明書類(写し)

p1 5 受講対象者(1)イ に該当する者 については、
・ <u>平成28年度以降の「介護福祉士登録証」</u> ※平成28年3月の登録証は、平成27年度であるため、不可。
p1 5 受講対象者(1)ロに該当する者 については、
・ <u>平成27年度以降の養成施設等発行の医療的ケアを含む全課程の「修了証明書」</u> ※平成27年3月の証明書は、平成26年度であるため、不可。
p1 5 受講対象者(1)ハに該当する者 については、
・ 介護福祉士実務者研修の「修了証明書」

申込期日: 令和4年5月31日(火) 消印有効 (期日後の申込は不可。)

(3) 申 込 先: 宮城県社会福祉協議会 人材育成部 研修課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館3階

※注意 訂正箇所は、二重線＝を引き、訂正印(公印)を押してください(修正テープ、修正液等での訂正は不可とします)。

※申込みの際には、角2号封筒を使用し、文書を折らずに入れてください。

※封筒おもて面に「宮城県喀痰吸引等研修 基本研修免除者対象 申込書在中」と朱書きしてください。

※定員を超えた場合は、宮城県にて選考し、受講者を決定します。

※受講の可否については、6月20日(月)までに、郵送でお知らせします。

※ご提出いただいた書類は、いかなる場合も返却しません。

14 研修テキスト（参考）

本研修は、下記テキストを参照に実施します。

※下記テキスト(改訂版)より、「経管栄養 胃ろう又は腸ろう(半固形)」が記載されています。

※テキストの購入については、任意となっております。

『改訂 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』

(2015年9月発行)

編集：一般社団法人全国訪問看護事業協会

発行：中央法規出版 価格：2,200円(本体2,000円+税10%)



15 感染症等に関する事項について

- (1) 感染症予防の為、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いします。また、ご自身で持参した不織布マスクを着用の上、受講願います。会場は、不織布マスクを着用しないと入場できませんので、ご協力願います。
- (2) 不織布マスクは、正しい着用をお願いします。鼻マスク・あごマスクはご遠慮願います。
- (3) 受講者及び講師間の社会的距離の確保を保ちながら、演習を行います。
- (4) 研修中に適宜換気を行います。空調が行き届かないこともありますので、各自で温度調整をお願いします。
- (5) 集合しての研修の際、お昼休憩は、黙食の徹底をお願いします。
- (6) 受講前に、自宅等での検温をお願いします。また次に該当する方については、他の受講者への感染等を防止するため、受講をお断りします。
 - ① 発熱が見られる方
 - ② 感染症等にかかり治癒されていない方
 - ③ 所属事業所等において、流行性の感染報告が明らかな場合、またそれに伴い自身及び同居されている方が濃厚接触者となっている場合

※感染症等まん延防止の観点から、受講者の体調不良の場合には受講を控えていただくよう、お願いします。
- (7) 受講にあたって筆記試験、事前演習、演習のそれぞれの日程の **2週間前まで遡り、体調管理表の記入**をお願いします。受講決定通知と同封しますので、受講前の準備として、提出をお願いします。
- (8) 受講の際、受講生の感染症対策に問題がみられた際には、本会より、声がけすることがあります。その後もご協力いただけない場合は、受講をお断りすることがございます。ご了承ください。

16 その他

- (1) ご提出いただいた書類は、いかなる場合も返却いたしません。
- (2) 申込時に寄せられた個人情報については、本研修の進行管理において必要な各種連絡、出席者名簿の作成及び修了者名簿の作成に使用します。

なお、個人情報の取扱いについては、本会の個人情報・特定個人情報保護規程に基づき、注意を払い管理いたします。
- (3) 申込及び受講のキャンセルをされる場合は、宮城県社会福祉協議会へ必ず事前にご連絡ください。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症拡大状況、自然災害等により、研修を中止・延期する、開始時間を遅らせる場合は、宮城県と協議した上で本会のホームページ

宮城県社会福祉協議会 <http://www.miyagi-sfk.net/>でお知らせいたしますので、必要に応じてご確認ください。

なお、緊急時の連絡先として、受講申込書に個人の携帯電話番号を記載してください。

緊急時等に、研修受付システムで入力されたメールアドレスや、個人の携帯電話に連絡することがあります。各事業所、各自でご確認ください。

17 問い合わせ先(土日祝を除く9時～17時)

- (1) 本研修に関すること 宮城県社会福祉協議会 人材育成部 研修課
電話:022-225-8479
- (2) 第1号・第2号研修の制度に関すること 宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班
電話:022-211-2549
- (3) 第3号研修に関すること 宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班
電話:022-211-2543

18 研修会場のご案内

【宮城県介護研修センター】

- ◇ 所在地:大崎市鹿島台平渡字上敷 19-7(「特別養護老人ホーム 敬風園」と同じ敷地)
- ◇ 電車:JR 東北本線「鹿島台駅」から徒歩約 30 分 (タクシーが常駐。バスはありません。)
- ◇ 自動車:三陸自動車道松島北ICより約 15 分(ICを降りて、国道 346 号線を北上)

